

国立感染研村山庁舎施設のBSL-4施設としての指定について

1. 高度安全試験検査施設 (BSL-4施設) の必要性

- ◆ エボラ出血熱の原因ウイルスなど、危険度の高い病原体 (一類感染症) を安全に取り扱うことができるよう高度に安全管理された施設。
- ◆ ウイルスの遺伝子レベルの解析やウイルスの動物への感染実験などは、BSL-4 施設でなければできず、以下のような万全の感染症対策に不可欠。
 - ① 感染経路の分析、患者の治療経過及び治癒の確認
 - ② 検査法の開発研究
 - ③ 治療薬や予防薬等の開発研究

(日本企業が開発したエボラ治療候補薬^(※)も、海外で研究せざるを得ない。)

(注) エボラ出血熱疑似症例の診断検査は、国立感染研村山庁舎のBSL-3施設で実施可能。

2. 我が国におけるこれまでの状況

- ◆ 昭和56 (1981) 年、国立感染症研究所村山庁舎に、一種病原体を取り扱うことのできる実験施設を整備したが、住民の反対を踏まえBSL-4施設として利用していなかった。(利用できないのは、G7では日本のみ)
- ◆ 平成26年のエボラ出血熱の西アフリカでの感染拡大もあり、BSL-4施設の稼働が喫緊の課題となった。

3. 市民の理解を得るための取組み

- ◆ 平成26年11月17日、塩崎厚労大臣が武蔵村山市長と会談し、国立感染研のBSL-4施設の使用に関して協議することを確認。
- ◆ BSL-4施設に対する市民の理解を得るため、以下のような取組を実施。
 - ・ 近隣自治会の代表を含む第三者も参画した協議会の開催（合計5回）
 - ・ 市民公開セミナーの開催（合計3回、96名参加）
 - ・ 市民向けのBSL-4施設見学会の開催（合計4回、84名参加）

4. 厚労大臣・武蔵村山市長会談の概要

- ◆ 平成27年8月3日、塩崎厚労大臣が武蔵村山市長と会談し、以下の4点について確認した。
 - ① 災害時等の安全対策の強化
 - ② BSL-4施設で実施する業務の範囲
 - ③ 情報開示・コミュニケーションの推進
 - ④ 将来的な立地場所の検討
- ◆ 武蔵村山市長より、上記4点の確認事項を前提として、施設稼働はやむを得ない旨の判断を頂き、8月7日、感染症法に基づく施設の指定を行った。

5. 今後の対応

- ◆ 感染症対策に万全を期す観点から、武蔵村山市長と確認した事項に沿って、地域住民の皆様方の安全・安心を最優先としつつ、施設を運営していく。